

## 災害発生時における応急救助用食料等の調達に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と全国農業協同組合連合会岡山県本部（以下「乙」という。）とは、災害発生時における被災者の生活の安定を図るため、応急救助用食料等（以下「応急物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、応急物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、応急物資の供給を要請することができる。

- (1) 岡山県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 岡山県外で発生した災害に関し、国若しくは関係都道府県から応急物資の調達を要請されたとき、又は救援の必要が認められるとき。

### （応急物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する応急物資は、次に掲げる物資とする。

米穀、野菜、果実、食肉その他の日常生活に必要な生活関連物資

### （要請の方法）

第3条 甲は、第1条の規定による要請を別紙1の文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又はファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （要請に基づく措置）

第4条 乙は、第1条の規定による要請を受けたときは、要請に係る応急物資を調達可能な範囲で速やかに甲に供給する措置（以下「措置」という。）を講ずるとともに、措置の状況を別紙2により甲に報告するものとする。

### （物資の運搬、引渡し）

第5条 措置に係る応急物資の集積場所及び運搬経路は、甲が災害の状況に応じ指定するものとし、集積場所までの応急物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が運搬することが困難と認められる場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該集積場所に職員を派遣し、応急物資を確認の上、引き取り、応急物資を受領したことを記した文書を乙に交付するものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を市町村に依頼することができるものとする。

### （費用等）

第6条 措置により甲が供給を受けた応急物資の対価及び乙が行った運搬等に係る費用（以下「費用等」という。）については、甲が負担するものとする。

2 費用等の額は、集積場所への応急物資の運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前時における適正な価格（ただし、措置が災害発生前に講じられた場合は当該措置時における適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

### （費用等の支払）

第7条 乙は、前条第2項の規定による協議が整ったときは、速やかに支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、速やかに請求金額を支払うものとする。

### （市町村協定との調整）

第8条 乙が県内市町村と同様の協定を締結している場合は、市町村との協定を優先するものとする。

### （協議）

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

### （有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。ただし、乙が別表に掲げる全ての応急物資を扱わなくなったときは、この協定は、効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成13年6月6日

甲 岡山市内山下二丁目4番6号  
岡山県

岡山県知事 石井 正弘

乙 岡山市磨屋町9番18-201号  
全国農業協同組合連合会岡山県本部  
本部長 藤田 猛

※別紙1～2は省略